

## 第18回 加賀市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 平成28年8月2日(火) 10:00～11:30

2. 場 所 加賀市役所別館302会議室

3. 出席者 委員11名(内代理1名)

(会長) 高山 純一

(委員) 馬場先 恵子

水野 さや

南出 紀良

稲垣 清也

川下 勉

宮田 正弘

道下 和夫

橋本 徹(代理 北本 哲久)

村田 和人

喜多 昌恵

事務局12名

加賀市

4. 次 第

1) 開 会

2) 市長あいさつ

3) 議事

議案第1号 加賀都市計画地域暖房施設 片山津温泉街区地域暖房の変更(加賀市決定)

議案第2号 加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場の変更(加賀市決定)

議案第3号 加賀都市計画防火の施設 かつら児童公園前防火施設ほか2施設の変更  
(加賀市決定)

議案第4号 加賀市景観計画の変更(山中温泉こおろぎ町景観整備地区の指定)

4) その他

加賀都市計画下水道の変更に関する事前説明

5) 閉 会

5. 傍聴者など 傍聴者 なし

報道関係 1名

## 6. 議事内容

### ◆事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。只今より第18回加賀市都市計画審議会を開会致します。

委員総数12名中11名の委員にご出席いただき、加賀市都市計画審議会条例第5条第3項の議会成立要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

開会にあたりまして、市長がご挨拶申し上げます。

### ◆宮元市長

おはようございます。大変お忙しい中、都市計画審議会18回目の会議にご参集を頂きまして心から感謝を申し上げます。

数えて18回ということであり、高山会長をはじめ委員の方々には都市計画審議会の重要な案件をこれまで慎重にご審議いただき、リードして下さったことをこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

ご承知の通り、加賀市も人口減少で非常に苦しい状況にあります。昭和60年に8万人を超えて以来、次第に人口減少が甚だしくなり、現在は7万人を切っております。今後20年の間に5万人弱になるだろうという予測があり、この傾向は日本全体にも言えるわけではありますが、とりわけ石川県の金沢以南で、加賀市が人口消滅可能性都市のひとつとして指摘を受けています。様々な理由がありますが、主力産業である観光産業が、かつての半分以下の規模になっています。首都集約型の産業である観光産業のダメージが非常に大きかったことが大きな原因になっており、それによってこのような状況に至っているところであります。

都市計画審議会における都市計画決定というのは、今後のまちづくりをどの様にしていくと良いかについて極めて重要なものであります。人口減少を見据えた上で、コンパクトシティを進める一方、あまり消極的な姿勢を貫くことも成長を軽視してしまうことになるので、兼ね合いが非常に難しいところがあります。どうかそのあたりを踏まえて高山会長はじめ皆様方に貴重なご意見を頂きまして、我々に対していろいろな形でアドバイス等を頂けましたら有難いなと思うところであります。

本日はお忙しいところお集まりいただき、重ねてお礼と感謝を申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。

### ◆事務局

本日は、お手元の次第に基づき、進行していきたいと考えておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

本日の資料「議案書」と「加賀市下水道事業の計画見直し（案）について」をお持ちでない方はお申し出ください。

それでは、議事に入る前に、この度、委員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

議案書1ページの委員名簿をご覧ください。

まず、学識経験者として加賀農業協同組合 組合長の南出紀良様です。

次に、関係行政機関の職員として石川県南加賀土木総合事務所 所長の宮田正弘様です。

次に、同じく関係行政機関の職員として石川県南加賀農林総合事務所 所長の道下和夫様です。

それから今日は、橋本徹委員の代理で、石川県大聖寺警察署生活安全課長北本哲久様にご出席頂いております。

河畑靖宏委員からは、事前に欠席の連絡を受けております。

それでは、議案書の5ページを開いてください。本日の議案は4件であります。

議案第1号は、加賀都市計画地域暖房施設 片山津温泉街区地域暖房の変更、議案第2号は、加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場の変更、議案第3号は、加賀都市計画防火の施設 かつら児童公園前防火施設ほか2施設の変更、以上3件はいずれも加賀市決定の案件です。

議案第4号は、加賀市景観計画の変更で山中温泉こおろぎ町景観整備地区の指定です。この議案は景観法第9条の規定により本審議会の意見を聞くものであります。

それでは、これよりの議事進行を高山会長にお願いいたします。

#### ◆高山会長

それでは議事を行いたいと思いますが、今、市長からの話にもありましたが、都市計画審議会というのは、まちづくりを進める上で非常に重要な議案を審議する場でございます。建設的な議案ばかりではないこともあり、今回の議案の3つは廃止の決定を審議するという内容になっております。新しく作るもの、廃止をしてそれを有効にまた活用するという内容も審議しないといけない内容だと思います。

議事に先立ちまして、議事録の署名委員を指名したいと思います。前回は馬場先委員と水野委員にお願いしましたので、今回は南出紀良委員と稲垣清也委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### ◆各委員

(異議なし)

#### ◆高山会長

どうもありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

では、議案第1号について、事務局より説明をお願いします。

#### ◆事務局

議案書6ページをお開きください。

それではスライドでご説明させていただきます。

議案第1号は、加賀都市計画地域暖房施設 片山津温泉街区地域暖房の変更で、加賀市決定であります。

この地域暖房施設の都市計画決定の経緯ですが、昭和49年に都市計画決定しています。当初の決定理由ですが、決定当時は片山津温泉市街地の熱需要の高まりに起因する煤煙や有害ガス等により都市環境の悪化が懸念されていました。そこで熱供給を集約・共同化してエネルギーを効率的に利用し、公害防止を図るため、都市計画に定めています。

柴山瀉の湖岸に広がる温泉街の部分に熱供給をしており、エネルギープラントは柴山瀉の南側に計画しています。エネルギープラントでは、ボイラーを焚いて高温の熱湯を作り、配管を使って熱供給して

いました。主に湖岸に配管しており、その他、道路の中にも配管しています。

エネルギープラントは2千平方メートル、熱供給管となる導管は約3千メートルの都市計画決定をしています。片山津の地域暖房エネルギープラントは大きな煙突がある建物で、ボイラーを焚いて熱を作って各旅館施設等へ供給していました。

片山津温泉街区地域暖房の経緯ですが、昭和48年に片山津熱エネルギー株式会社が設立し、昭和49年に都市計画決定しています。昭和50年に熱供給の事業が開始され、平成17年に熱供給事業を停止しています。平成18年には会社が法人解散し、その後、平成24年から25年にかけて、柴山潟の浸水対策事業で、湖岸堤防を作る時に支障となる熱供給管を撤去しています。

今回の計画廃止の理由ですが、昭和50年の事業開始時は、熱供給先が31件ありました。これをピークに景気の悪化と共に温泉旅館が減少していき、平成13年には11件まで供給件数が減ったため熱供給事業の経営が成り立たなくなり、さらに施設の老朽化ということもあり、熱供給事業を停止した経緯があります。

もうひとつの理由として、当初の計画決定理由に公害対策がありましたが、個別にボイラーを焚いて熱源を確保すると、公害が懸念されます。しかし、時代と共に環境悪化の恐れがないものが開発されてきたこともあり、各旅館の熱供給施設が、省エネルギーで公害の恐れがない設備に切り替えられたということがあります。具体的に言いますとLPガス充填施設を各旅館に配備し、このエネルギーを元にして熱源を確保するというものです。

さらにもうひとつの理由として、平成24年から25年にかけて湖岸に配管されていた熱供給管が、柴山潟浸水対策事業の堤防整備で撤去されたということもあります。

都市計画法に定められた手続きに則り本案を2週間の縦覧に供したところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◆高山会長

それでは、説明いただいた議案第1号の地域暖房施設の廃止について、ご意見ご質問があればお願いします。

#### ◆川下委員

地域暖房エネルギープラントにある煙突はどうなっているのか。また、今後どうするのか。

#### ◆事務局

現在も煙突はあります。管理については片山津熱エネルギー株式会社から片山津温泉旅館協同組合が所有管理などを引き継いでおり、今後どうするかについては確認していません。また、市で何かすることはありません。

#### ◆高山会長

跡地利用について、特に具体的な計画はないですか。

◆事務局

具体的な話があるということは聞いておりません。

◆高山会長

他にご意見がないようなので、片山津温泉街区地域暖房の変更については、変更案の通り承認してもよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

ありがとうございます。議案第1号につきましてはこのまま答申したいと思います。

それでは、議案第2号加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場の変更について事務局より説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号についてご説明いたします。議案書の10ページをお開きください。

それではスライドで説明させていただきます。

議案第2号は、加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場の変更で、加賀市決定であります。

都市計画決定の経緯ですが、昭和49年1月に旧山中町で都市計画決定されております。当初の決定理由ですが、決定当時は、し尿の収集人口増加によって処理能力の不足がありました。既存施設の処理能力は1日当たり10キロリットルしかなく、処理能力の不足を解消するために、1日当たり25キロリットルまで処理できる山中汚物処理場約6千平方メートルを都市計画に定めました。

今回の計画廃止の理由ですが、都市計画決定した後、昭和49年4月に稼働開始、平成13年にし尿処理施設が老朽化したため稼働停止し、その時に、小松市と旧加賀市が合同で汚物処理場を運営している小松加賀環境衛生事務組合に旧山中町が加入し、小松加賀環境衛生センターで一括処理することになりました。施設の稼働を停止した後も山中温泉区域のし尿を集めて一時貯留場所としてこれまで使用していましたが、貯留施設も老朽化により使用できなくなったため、平成28年3月にその使用も停止し完全に施設を閉鎖しました。さらに、処理施設の周辺は、区画整理などにより住宅地化が進んでおり、住環境を保全するため平成28年4月に用途地域の第1種住居地域を指定しています。

これらが廃止の理由です。

都市計画法に定められた手続きに則り本案を2週間の縦覧に供したところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◆高山会長

それでは、説明いただいた議案第2号の加賀都市計画汚物処理場の変更についてご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

◆馬場先委員

山中地域でし尿を一時貯留する必要性はなくなったのですか。

◆事務局

し尿収集車の充実により、一時貯留せず直接小松加賀環境衛生センターへ行っても支障がない状況となっています。

◆馬場先委員

新たに作らなくてよい状況ということで理解しました。

◆高山会長

他にご意見がないようなので、変更案の通り承認するというところでよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

ありがとうございます。議案第2号につきましてはこのまま答申したいと思います。

それでは、議案第3号加賀市都市計画防火の施設 かつら児童公園前防火施設ほか2施設の変更について説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号についてご説明します。議案書の13ページになります。

それでは、スライドで説明させていただきます。

議案第3号は、加賀都市計画防火の施設 かつら児童公園前防火施設ほか2施設の変更で、加賀市決定であります。

都市計画決定の経緯ですが、昭和27年に旧山中町で都市計画決定しております。当初の決定理由ですが、山中温泉街は消防水利となる大聖寺川との高低差が著しく、消防ポンプで汲み上げることが難しいため、消防水利として利用できないという状況にありました。また、上水道施設を利用する消火栓ですが、決定当時は、上水道の水圧や水量が十分でない状況でした。このため、消防水利に有効な施設として防火水槽3箇所を都市計画に定めております。

これらの防火水槽設置の経緯ですが、昭和27年に防火施設3か所を都市計画決定し整備しており、その後、昭和63年にかつら児童公園前の防火水槽を近くに移設し、また、平成4年には東町の防火水槽も近くに移設しております。なお、河鹿町の防火水槽は当初に整備したままの状況です。

今回の計画廃止の理由ですが、現在は上水道施設が強化され、かつら児童公園前、東町、河鹿町、何れの防火施設周辺においても、消火栓が計画的に配置され消防水利が拡充されています。だからといって防火水槽が不要となった訳ではなく、地震災害などによる断水時における消火栓の補完的な役割を担っているため、計画的な配置が必要です。都市計画では、防火水槽の位置を限定して整備を進める方法となりますが、加賀市消防本部では、防火水槽の位置を限定せず、一定の区域に必要な容量と個数を確保する方針

で整備を進めているので、都市計画により設置する位置を限定する方法は使わずに整備を進めます。なお、計画を廃止しても防火水槽を撤去するというのではなく、あくまでも計画としての位置づけを廃止するものです。

都市計画法に定められた手続きに則り本案を2週間の縦覧に供したところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◆高山会長

それでは、説明いただいた議案第3号の加賀市都市計画防火の施設の変更について、ご意見ご質問があればお願いします。

◆稲垣委員

都市計画決定されている防火水槽は旧加賀市にあるのですか。

◆事務局

旧山中町にだけ防火水槽の計画決定はありますが、旧加賀市については定めておりません。

◆馬場先委員

旧山中町に都市計画決定されている防火の施設は他にあるのですか。

◆事務局

他にはないです。

◆高山会長

説明にあったように、防火の施設については都市計画で示さなくても、適切なところで柔軟に設置していく方針で整備を進めるそうです。

他にご意見がないようなので、変更案の通り承認するということがよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

ありがとうございます。議案第3号につきましてはこのまま答申したいと思います。

続いて、議案第4号加賀市景観計画の変更について事務局より説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号についてご説明します。資料の16ページをご覧ください。

正面のスライドで説明させていただきます。

今回、山中温泉こおろぎ町景観整備地区を追加指定し、加賀市景観計画の変更を行うものであります。

まず、加賀市景観計画について説明させていただきます。加賀市景観計画とは、景観法に規定されている景観計画で、良好な景観の形成に関する計画として策定されており、平成 23 年度から運用しています。

主なねらいとしまして、「地域の良好な景観を共有し、景観への意識を高める、市民・事業者・市の協働による取組みを展開する、景観づくりからまちづくりへ発展する」であります。市民主体のもと景観形成を進めます。

また、景観計画を変更する場合、景観法の中で都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。

景観計画の中で、区域を景観整備地区、景観形成地域、景観計画地域の 3 つに分けております。景観整備地区は、地域住民の景観形成に対する意識の高まりに応じて、市民自ら区域を設定し、建築の規模にかかわらず、全ての行為が届出の対象となり規制は大きいものとなります。景観形成地域は、主要幹線道沿いで景観にある程度影響を与える可能性のある行為が対象となり、規制は中規模となります。景観計画地域は、景観にある程度影響を与える可能性のある大規模行為のみが対象となり、規制としては小さいものとなります。

今回ご審議いただく山中温泉こおろぎ町は、景観整備地区に該当しまして、区域区分では一番規制の厳しい地域となります。

現在、既存の景観整備地区は 7 地区あり、橋立に 1 地区、大聖寺に 1 地区、山中温泉に 4 地区、山代温泉に 1 地区です。なお、山中温泉こおろぎ町の隣接地区には山中温泉南町景観整備地区があります。景観整備地区には、原則、住民組織が必要で、条例では景観整備住民団体といます。官民一体となって良好な景観の形成のために取り組む組織として位置付けられ、景観整備地区での新築や増築、改修を行う場合は、景観整備住民団体の同意が必要となります。なお、今回の山中温泉こおろぎ町景観整備地区は、景観整備住民団体になるために平成 28 年 7 月 15 日に景観整備住民団体登録申請書が提出されております。

山中温泉こおろぎ町を景観整備地区に指定する理由ですが、都市計画道路温泉中央南線の整備により沿道が拡幅され、良好な町並みを保全・創出する必要性が生じてきたことと、総湯からこおろぎ橋までのルート、山中温泉ゆげ街道として一体的な整備が必要になったからです。このルートは温泉街の重要なエリアでありまして、現在は、湯の出町と南町の都市計画道路温泉中央南線が整備済みで、沿道は景観整備地区に指定しています。今回、こおろぎ町の都市計画道路温泉中央南線を整備するにあたり、湯の出、南町と同様に沿道を景観整備地区に指定するものです。

山中温泉こおろぎ町景観整備地区は、山中温泉南町景観整備地区と隣接しており。大聖寺川沿いに旅館が 1 件・店舗が 2 件あり、道路をはさんで住宅・店舗が点在している地域です。

資料の 17 ページをご覧ください。こおろぎ町景観形成基準の主なイメージは、和を基調としています。建物の階数や高さは 3 階以下 15 メートル以内としており、屋根は日本瓦で勾配屋根とします。色彩は無彩色または赤茶色とします。壁面はモルタル塗、木板、鉄板葺きとし、波トタンは極力使用せず、色彩は無彩色または赤茶色とします。また、工作物の設備は極力目隠しをします。敷地は常緑樹の緑化につとめ、駐車場の舗装は景観上好ましい仕上げとします。

資料の 18 ページになりますが、太陽光発電設備は通りから見えないように努め、広告物は 5 平方メートル以内とし、建築物に同調したデザインとする、などとなります。

イメージとしては、こおろぎ町が南町みたいになるイメージです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

◆高山会長

景観計画の変更ということで原案の説明を頂きましたが、ご意見ご質問はありますか。

◆馬場先委員

南町に続く地区ということでほぼ同じような景観基準だと思います。その中で決められていないものとして、18 ページにある工作物の照明の基準が指定されていないようです。金沢市の例では、点滅式のもの禁止されていますが、この地区には現在そういったものは無いだろうけども、特に山中でも総湯から離れば離れるほど、よりしっとりと落ち着いた町並みとなる地域が望ましいと思います。無いから指定しないのか、あるいは、それを抑える必要が無いという考えなのか、そうでなければある程度の基準は必要になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

◆事務局

本地区では、工作物の照明の基準を定めていませんし、隣の南町も定めていません。本地区に工作物の照明の基準を設けなくても表示面積が小さく、和のイメージを大切にするという基準もありますので、内側がチカチカするような照明は抑えていきたいと考えており、住民の方も同じ思いだと思います。申請の中で十分協議して、そういうものは設置しない方向で進めていきたいと思っております。

◆馬場先委員

住民のみなさんと協議して明文化が必要となれば検討してはどうでしょうか。

◆事務局

こちらでご意見いただきましたことを、住民団体にも伝えて改めて協議します。

◆馬場先委員

今後、検討をお願いします。

◆高山会長

他にご意見がないようですので、原案通り答申したいと思いますよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

それでは審議案件 4 件については、すべて原案の通り答申したいと思います。どうもありがとうございました。

最後に、その他として、次回審議予定の加賀都市計画下水道の変更に関する事前説明がございますので、説明をお願いします。

#### ◆事務局

加賀都市計画下水道の変更についてご説明します。

それではスクリーンでご説明します。

下水道事業は、息の長い事業として取り組んでおりますが、全国的に問題となっている人口減少や、家庭の節水機器の普及による下水道の料金収入の低下などから、将来の下水道計画と現状のギャップが進んでいるところです。加賀市としては、下水道計画の変更を行い持続可能な下水道を将来に向けて進めていきたいと考えています。そこで、本日は下水道の概要、計画の経緯、計画の変更案について説明させていただきます。

はじめに下水道の役割ですが、下水道を大きく2つの事業に分けております。ひとつは汚水処理で、生活排水を処理し、衛生的で快適な住環境の整備と公共用水域の環境保全を図るというものです。もうひとつは雨水処理で、市街地における雨水排水のポンプ場を整備して、市街地の浸水対策を軽減し安全な市街地形成を図るというものです。なお、今回の区域の変更は汚水処理についての区域を考えております。

現在の加賀市の汚水処理事業は、大きく分けて五つの手法を利用しております。まずひとつは、公共下水道事業で、加賀市においては二つの処理区を設けています。一つは動橋川流域の保全や柴山潟の公共用水域の保全を目指す片山津処理区です。二つ目は、大聖寺川流域の生活環境の保全と大聖寺川の水質保全を目指す流域関連公共下水道です。三つ目は、農業集落排水施設で、農業振興地域における農業用水の保全とその周辺の環境保全を目指します。四つ目が地域下水道施設です。宅地造成と同時に集合処理の施設を設置して、それを加賀市が施設として移管を受けて現在管理しているものです。加賀市におきましては若葉台地区が整備されています。最後の五つ目は合併浄化槽の設置です。これは個々の宅地内で合併浄化槽を設置して水質の浄化を図るものです。処理場を整備して集めて処理する集合処理と、合併処理浄化槽を個々に設置して処理する個別処理の分類となります。

本日、都市計画審議会で事前説明させて頂くのは、公共下水道が都市計画事業に位置付けられる事業であるからです。都市計画事業に位置付ける内容は、区域やポンプ場、処理場の位置、幹線があり、これらを都市計画で決定し事業を進めます。

今ほど説明した五つの処理手法を加賀市都市計画図に落とし込んで、どの地域をどの手法で行うかを表した「生活排水処理構想・エリアマップ」というものがあります。これは、石川県内各市町が素案を作り、石川県がそれを集約して公表しているものです。このエリアマップですが、下水道事業の進捗状況の確認と地域の状況変化に対応するチェック機能があり、概ね5年に1回見直しを行っています。平成8年に当初計画し、前回の平成23年度に若干下水道区域を拡大しております。これまでですと、変更が無いか拡大する方向であり、右肩上がりの下水道計画になっていましたが、今回は、抜本的に見直したいと考えています。

現在の下水道計画です。基本的に用途地域を含めて周辺すべてを公共下水道とする計画になっており、海側の橋立地区や塩屋地区、山間部の東谷口地区は合併浄化槽区域、三谷地区や熊坂地区では農業集落排水施設としています。

実施状況です。公共下水道で整備済み及び整備中のところは、ようやく整備率が50パーセントに届いたというところです。加賀市としては、効率的に下水道事業を進めたいと考えており、地域の要望や石川県の農業関係の部署の協力もあり、農業集落排水事業を公共下水道区域でも行っています。新保町や分校町、箱宮町、勅使町、二子塚町地区においては、大枠は公共下水道事業ですが、少しでも早い水質の保全を掲げ、農業集落排水施設として整備しています。現在、整備されていないところや暫定的に農業集落排水を

利用している区域を含めて見直したいと考えています。

下水道の課題のまとめとして、まずは普及率です。行政区域内人口のうちどれだけの人が下水道を利用できるかを指標としています。石川県内では平均 90 パーセントを超えていますが、加賀市の普及率は 67.7 パーセントとなっており、7 割に届きません。公共下水道事業を少しずつ進めています。公共下水道の整備計画区域が広いこともあり、石川県の平均に届いておりません。また、予算の都合もありますので、2 倍、3 倍と公共下水道を整備するという訳にもいきません。今後は、状況に合わせて効率的に適正な下水処理施設を設けることが課題のひとつです。

もうひとつは接続率です。下水道区域を整備しても、実際に各家庭が下水道に加入して汚水処理をしないと集合処理は効果が出ません。公共下水道は 78.4 パーセント、農業集落排水は地区の要望事業ということもあり 88.3 パーセントが加入しています。地域下水道は宅地開発時に下水道整備しているもので 100 パーセントになっています。

公共下水道は初期投資が大きいため、できるだけ早く 100 パーセントに近づけたいので、毎年加入促進の戸別訪問を行っています。78.4 パーセントと伸び悩んでいます。

もうひとつは、施設の更新の時期が迫っていることがあります。片山津の加賀市浄化センターは昭和 50 年に供用開始しており、40 年を経過しています。今後はどれだけの大きさが必要なのかを見極めながら更新を図っていくこととなりますが、先ほどの大きな区域では過大な設定となっているため見直しする必要があります。下水道の施設や区域を絞り込んで施設の大きさを決定していかなければなりません。大聖寺川処理区の浄化センターは、平成 7 年に供用開始しており 20 年の経過で、更新まで少し余裕があります。

計画の見直し方針ですが、目的としては、下水道事業の効率的な見直しを図ることと事業経営の健全化を図ることを踏まえ、公共下水道区域を合併浄化槽区域に振り替えることを考えております。公共下水道事業の、長期の整備期間と多額の費用が必要なことや、事業効果が早期に発揮されにくいといった課題について、同時に対応でき短時間で施工できる合併浄化槽で対応して効率的な普及を図りたいと考えています。

もうひとつが既存施設の維持、更新費用の拡大、人口低下、節水機器の普及による料金収入の減少における課題ですが、集合処理区域の規模を決定し抜本的な改修計画を検討するとともに支出の抑制を図っていきたいと考えています。

見直しのポイントですが、公共下水道を所管する国土交通省、農業集落排水を所管する農林水産省、また合併浄化槽を所管する環境省における三省統一マニュアルが平成 26 年 1 月に発行されております。これに沿って数値化し、公共下水道または合併浄化槽で整備するかを判断します。はじめに人口減少などの社会情勢の変化を反映するために将来の人口フレームを決定します。平成 27 年を基準として平成 55 年の将来人口を 5 万 3 千 200 人、戸数を 2 万 2 千 542 戸と想定しています。

次に整備費を算出します。想定人口に伴い現在の約 70 パーセントの人口を未整備地区の現状の人口に按分して整備費を算出しております。

集合処理については、公共下水道や農業集落排水で未整備地区を整備する管渠費、処理場の整備費に年間の維持管理費をプラスして算出します。個別処理については、将来人口に一件ずつ浄化槽を整備した整備費用と維持管理費を算出し、どちらが経済的かを比較します。その結果、概ね 1 ヘクタールあたり 25 人の方が生活している地域では、同じか若しくは公共下水道が若干経済的になります。このような判断基準に、整備地区から近くなければ、遠い所まで下水道管を敷設する必要がありますので、既存の整備地区から近く、また地元から強い要望があるところなどを加味し見直し計画を策定しています。

エリアマップの変更案ですが、公共下水道区域を現在の整備計画区域に絞り込み、ほとんどの地域を合併浄化槽区域に振り替えます。特に国道 8 号沿線地域や山中温泉山間部の地域は未整備地区が広くありますが、マニュアル通りに数値化して判断すると合併浄化槽区域になります。

次回の本都市計画審議会の案件になりますが、片山津処理区は 352 ヘクタール、大聖寺川処理区は 803 ヘクタールの見直し案について、ご審議頂きたいと考えております。

今後の下水道事業の流れですが、昨年度に加賀市案を作成しました。現在は、石川県と区域について調整中であり、調整がつかましたら、市民の皆さんに公表して意見募集を行い、12 月開催予定の本都市計画審議会にてご審議いただきたいと思いますと考えています。その後、決定した区域に合わせて整備計画を立て、平成 29 年度から変更計画の整備を進めます。

以上が、都市計画下水道の変更についての事前説明です。

#### ◆高山会長

加賀市下水道事業の計画の見直し案についてご説明を頂きましたが、少し専門的などころになりましたので、何かご質問ご意見があればどうぞ。

#### ◆馬場先委員

石川県全体より整備率が低いので、是非とも急いで整備を進めていただきたいですが、方法を変えていくのは必要なことと解釈しています。

整備を進めても接続しない状況があるようですが、石川県全体に対して加賀市は加入率が良いのか悪いのかどういった状況なのでしょう。

#### ◆事務局

石川県の加入率は 90 パーセントを超えておまして、加賀市は 82.2 パーセントで 8 ポイントくらい少ないという状況です。

#### ◆馬場先委員

整備も進めていかなければならないが、やっと整備しても時間が経つと老朽化してまた見直さなくてはならないようではいけないので、これを機会に接続加入すれば助成をするなど、関連の事業補助金などの支援を考えて、是非とも普及促進に努めて頂きたい。

#### ◆事務局

ご指示、ご見解有難うございます。整備区域を見直すことや、更新時期の話もありますが、加入率をとにかく上げなければいけないということで、内部で検討しながら他の部局との調整に入っております。具体的には、助成支援の幅を少し広げるよう、関係課と調整をしている最中です。強い後押しと捉え、推し進めてまいります。

#### ◆川下委員

この計画の削除というのはどういう意味なのか。

◆事務局

計画の削除の意味ですが、例えば片山津地区の湖城の山もすべて下水道区域に入っていますが、これから人口が減っていく中で宅地開発が見込めないということですので削除としております。

◆高山会長

公共下水道の計画のところ、かなりの部分で合併浄化槽の区域になるのですが、合併浄化槽の区域にすると、そこも個人負担で合併浄化槽を入れなければならないこととなります。下水道を入れてもらえるものだと心待ちにしている家庭もあるかもしれないですが、こういうところに対しては、勝手に浄化槽にしてくださいとなってしまうが、その辺の住民の反発はないのですか。

◆事務局

合併浄化槽区域は、浄化槽設置の助成を行っており、5人槽であれば20万円、7人槽であれば30万円程度の補助になり、市民の方も受け止めてくれると思っています。

◆高山会長

公共下水道を入れていけば、3年以内には接続しなければいけないという義務があっても、実際には接続率は8割と高くないのですが、それでも整備していけば少なくとも8割の人が接続してくれます。合併浄化槽にしまうと、いつ合併浄化槽にすればいいのか基準がなくなります。支援はあるにしても、市としてキャンペーンをすとか、いつまでに設置してくださいというような取り組みをしないと、接続率以上に合併浄化槽の設置率が悪くなるのではないかと思います。市の負担として少し力を入れて頂かないと、全体としての下水道普及率は上がらないと思うので、是非そこは汗をかいてください。

◆事務局

先ほどの下水道整備区域と同様に、合併浄化槽の区域についても積極的に、更新、入れ替えをしていただく広報をしていきます。加入促進と両輪で合併処理浄化槽の普及についても積極的にPRしていくことで調整します。

◆高山会長

それでは、今日の議案等については全て審議が終わりました。  
進行を事務局にお返しいたします。

◆事務局

今後の予定についてお伝えいたします。

今回の議案1号から3号までの審議案件は、今後、県との協議を経て9月頃に都市計画を決定する予定です。また、4号の景観計画の変更案は、加賀市景観審議会での審議を経て、計画を決定する予定です。

では、閉会にあたり、加賀市建設部長の眞田茂樹がご挨拶申し上げます。

◆眞田部長

本日は、慎重なご審議、また貴重なご意見をいただきありがとうございます。冒頭の委員長のご挨拶にもありましたが、都市計画について審議する内容も方向転換されてきました。今後は、コンパクトシティという、難しい計画を住民と協議しながら調整していく必要がございます。

また、平成34年に北陸新幹線加賀温泉駅が開業します。市民の期待が大きく、都市計画で加味しながら都市のステップアップを考慮しつつ、身の丈に合った今後の都市の在り方についてご指導をお願い致します。

本日は、ありがとうございました。

◆事務局

これもちまして、第18回加賀市都市計画審議会を閉会します。皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。